

発議第 1 号

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

提出者	那須烏山市議会議員	中山五男
賛成者	那須烏山市議会議員	福田長弘
賛成者	那須烏山市議会議員	荒井浩二
賛成者	那須烏山市議会議員	矢板清枝
賛成者	那須烏山市議会議員	滝口貴史
賛成者	那須烏山市議会議員	小堀道和
賛成者	那須烏山市議会議員	相馬正典
賛成者	那須烏山市議会議員	田島信二

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

那須烏山市条例第 号

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例（平成17年10月那須烏山市条例第166号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
（常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに委員の所属） 第3条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務企画常任委員会 ア 定数 <u>4</u>人 イ 所管 総合政策課、まちづくり課、総務課、税務課、会計課、議会事務局、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項 (2) 文教福祉常任委員会 ア 定数 <u>5</u>人 イ 所管 市民課、健康福祉課、こども課及び教育委員会の所管に属する事項 (3) 経済建設常任委員会 ア 定数 5人 イ 所管 農政課、商工観光課、都市建設課、上下水道課及び農業委員会の所管に属する事項 2 議員は、少なくとも一の常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）となるものとする。 （公開及び傍聴の取扱い） 第21条 略 2・3 略 4 前2項に定めるもののほか、委員会の傍聴の取扱いについては、那須烏山市議会会議傍聴規則（平成17年10月那須烏山議会規則第2号）第7条から第12条までの規定を準用する。この場合において、第7条、第8条、第9条及び第12条中「議長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。	（常任委員会の名称、委員の定数及び所管並びに委員の所属） 第3条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務企画常任委員会 ア 定数 <u>5</u>人 イ 所管 総合政策課、まちづくり課、総務課、税務課、会計課、議会事務局、監査委員、選挙管理委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項 (2) 文教福祉常任委員会 ア 定数 <u>6</u>人 イ 所管 市民課、健康福祉課、こども課及び教育委員会の所管に属する事項 (3) 経済建設常任委員会 ア 定数 5人 イ 所管 農政課、商工観光課、都市建設課、上下水道課及び農業委員会の所管に属する事項 2 議員は、少なくとも一の常任委員会の委員（以下「常任委員」という。）となるものとする。 （公開及び傍聴の取扱い） 第21条 略 2・3 略 4 前2項に定めるもののほか、委員会の傍聴の取扱いについては、那須烏山市議会会議傍聴規則（平成17年__那須烏山議会規則第2号）第7条から第12条までの規定を準用する。この場合において、第7条、第8条、第9条及び第12条中「議長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第3条第1項第1号及び第2号の規定は、この条例の施行日以後初めてその期日が告示される一般選挙後に行われる常任委員会の委員の選任から適用する。